

自然公園法にみる国立公園のサービス

1 直接的サービス（法律に明記）

法目的（法第 1 条）：すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進（直接的）
国民の保健、休養、強化（副次的）

サービス 1 優れた自然の風景地の維持（生物多様性の保全を含む。）

サービスの提供手段：特別地域等における規制

利用調整地区における規制

風景地保護協定

公園事業（保護施設）の執行

サービス 2 優れた自然の風景地の利用の増進

サービスの提供手段：公園事業（利用施設）の執行

2 間接的サービス（法律に規定なし）

直接的サービスから派生してもたらされるサービス

プラスのサービス

利用者増加による経済波及効果

地域イメージや知名度の向上

乱開発防止、生活環境の保全（迷惑施設の排除）

関係者の自然保護意識の向上

マイナスのサービス

規制に伴う経済的損失（開発機会の喪失等）

国立公園に起因する行政需要の増大

プラス・マイナスのサービス

規制に伴う地価の低減

土地を守り続けたい人には、相続税の低減の効果（+）

土地を売りたい人には、土地販売所得の減少（-）